

## 資料 2

### 野洲市まちづくり基本条例 新旧対照表

【本則関係】

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 この条例の目的（第1条・第2条）</p> <p>第2章 みんなが輝くまちづくり（<u>第3条—第7条</u>）</p> <p>第3章 みんなの役割（<u>第8条—第14条</u>）</p> <p>第4章 みんなに必要な情報（<u>第15条—第18条</u>）</p> <p>第5章 みんなの参加（<u>第19条—第22条</u>）</p> <p>第6章 みんなにわかる行政運営（<u>第23条・第24条</u>）</p> <p>第7章 <u>みんなで支え合う市民活動</u>（<u>第25条・第26条</u>）</p> <p>第8章 <u>みんなで育てる条例</u>（<u>第27条—第30条</u>）</p> <p>付則</p> <p>前文 【略】</p> <p>第1章 この条例の目的</p> <p>第1条・第2条 【略】</p> <p>第2章 みんなが輝くまちづくり<br/>（人権の尊重）</p> <p>第3条 <u>市民は、すべての活動において、相互に認め合い、思いやり、互いの人権を尊重します。</u></p> | <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 この条例の目的（第1条・第2条）</p> <p>第2章 みんなが輝くまちづくり（<u>第3条—第8条</u>）</p> <p>第3章 みんなの役割（<u>第9条—第15条</u>）</p> <p>第4章 みんなに必要な情報（<u>第16条—第19条</u>）</p> <p>第5章 みんなの参加（<u>第20条—第23条</u>）</p> <p>第6章 みんなにわかる行政運営（<u>第24条—第26条</u>）</p> <p>第7章 <u>みんなで支え合う市民活動と自治会活動</u>（<u>第27条—第29条</u>）</p> <p>第8章 <u>みんなで育てる条例</u>（<u>第30条—第32条</u>）</p> <p>付則</p> <p>前文 【略】</p> <p>第1章 この条例の目的</p> <p>第1条・第2条 【略】</p> <p>第2章 みんなが輝くまちづくり<br/>（人権の尊重）</p> <p>第3条 <u>市民は、いかなる事由による差別を受けず、個人として尊重されるとともに、すべての人が日本国憲法に定められる基本的人権</u></p> |

2 市民は、いかなる事由による差別も受けず、人として尊重される権利を持ちます。

第4条～第7条 【略】

### 第3章 みんなの役割

(市民の役割)

第8条 市民は、自らが持つ知恵や力をまちづくりのために発揮します。

(市民活動団体の役割)

第9条 【略】

(自治会の役割)

第10条 自治会は、地域における自治の主体として、地域のよりよい生活環境の充実に図ります。

(事業者の役割)

第11条 【略】

(市議会の役割)

第12条 【略】

を享受できるよう努めます。

第4条～第7条 【略】

(安全安心のまちづくり)

第8条 市民、市議会及び市は、地域の安心安全のための自主的な活動の推進や住環境を整備します。

### 第3章 みんなの役割

(市民の役割)

第9条 市民は、自らが持つ知恵や力をまちづくりのために発揮します。

2 市民は、市民活動や自治会活動への参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域課題の解決に努めます。

(市民活動団体の役割)

第10条 【略】

(自治会の役割)

第11条 自治会は、地域における自治の主体として、地域のよりよい生活環境の充実に図ります。

2 自治会は、市民が参加しやすい運営を行い、地域を担う人材の育成や地域課題の解決に向けて市と協力します。

(事業者の役割)

第12条 【略】

(市議会の役割)

第13条 【略】

(市長及び市の役割)

第13条 【略】

(市職員の役割)

第14条 【略】

第4章 みんなに必要な情報

(知る権利)

第15条 【略】

(行政情報と市民情報の共有)

第16条 【略】

(市民活動の情報)

第17条 【略】

(個人情報保護)

第18条 【略】

第5章 みんなの参加

(まちづくりへの参加権)

第19条 【略】

(参加機会の保障)

第20条 【略】

(市民への意見募集)

第21条 【略】

(住民投票)

第22条 【略】

第6章 みんなにわかる行政運営

(市長及び市の役割)

第14条 【略】

(市職員の役割)

第15条 【略】

第4章 みんなに必要な情報

(知る権利)

第16条 【略】

(行政情報と市民情報の共有)

第17条 【略】

(市民活動の情報)

第18条 【略】

(個人情報保護)

第19条 【略】

第5章 みんなの参加

(まちづくりへの参加権)

第20条 【略】

(参加機会の保障)

第21条 【略】

(市民への意見募集)

第22条 【略】

(住民投票)

第23条 【略】

第6章 みんなにわかる行政運営

(行政評価)

第23条 【略】

(財政運営)

第24条 【略】

第7章 みんなで支え合う市民活動\_\_\_\_\_

(市民活動の促進)

第25条 【略】

(基金の設置)

第26条 【略】

第8章 みんなで育てる条例

(この条例の位置付け)

第27条 【略】

(継続的な改善)

第28条 【略】

(野洲市まちづくり基本条例推進委員会)

第29条 【略】

(条例の見直し)

(総合計画)

第24条 市長は、総合的かつ計画的なまちづくりを行うため、市の最上位計画として総合計画を策定、公表し、実現に努めます。

(行政評価)

第25条 【略】

(財政運営)

第26条 【略】

第7章 みんなで支え合う市民活動と自治会活動

(市民活動の促進)

第27条 【略】

(基金の設置)

第28条 【略】

(自治会活動の支援)

第29条 市は、市民の主体的な自治会活動への参加を促進するため、必要な措置を講じます。

第8章 みんなで育てる条例

(この条例の位置付け)

第30条 【略】

(継続的な改善)

第31条 【略】

(野洲市まちづくり基本条例推進委員会)

第32条 【略】

第30条 市長は、この条例の施行から4年を超えない期間ごとに、この条例が第1条に規定する目的を達成するに相当であるか否かを検討するとともに、必要と認めたときは、条例の改正その他の適切な措置を講じます。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(野洲市住民投票条例の一部改正)

2 野洲市住民投票条例(平成21年野洲市第34号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条第3項」を「第23条第3項」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「第22条第1項」を「第23条第1項」に改める。

(野洲市議会基本条例の一部改正)

3 野洲市議会基本条例(平成22年野洲市第31号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第12条」を「第13条」に改める。